

二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 ～国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁～

(厚生労働省通知「日英医師相互開業に関する取りきめ」に基づく英国人医師の診療対象について
医政発0129第8号 平成27年1月29日)

特例措置前

○二国間協定に基づく、外国医師の受入れについては、協定を締結している国ごとに外国医師人数や診療を実施する医療機関等に制限がある。

(規制の根拠)

(1) 制度

相互の国民に対する医療提供の環境整備を図る観点から、二国間協定に基づき、英語による医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、以下のような一定の条件を付した医師免許を与えている。

- ① 日本国政府が認めた医療提供施設において医業を行うこと
- ② 日本の公的医療保険を利用しないこと

(2) 締結国

- ① イギリス(昭和39年3月～)
- ② アメリカ(昭和46年6月～)
- ③ フランス(平成8年3月～)
- ④ シンガポール(平成14年1月～)

ニーズ

○医師資格制度に係る二国間協定の対象国を拡大するべき。さらに、人数枠の拡大、受け入れ医療機関の拡大及び自国民に限らず外国人一般に対する診療を認めるべき。

特例措置

○自国民に限らず、外国人一般に対して診療を行うことを認める。
○二国間協定の変更を伴う、「外国医師人数枠の拡大」と「外国医師が診療可能な医療機関の拡大(追加指定)」を認める。

効果

○国内に居住・滞在する外国人の医療ニーズに対応。